

平成 24 年 2 月 補正予算要求事業調書

1 予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)			区分	
3	さいたま新都心第8-1A街区整備促進事業			新規	拡大 継続
会計区分	款	項	目	所管	
一般会計	2	2	1	政策局 政策企画部 企画調整課新都心整備対策室	
事務事業の位置付け					
しあわせ倍増プラン2009		番号		事業名	
総合振興計画新実施計画		事業コード	4111	事業名	さいたま新都心第8-1A街区公共公益施設整備事業
根拠法令・条例・規則等					
予算要求事業の概要					
内容	埼玉県、さいたま市、都市再生機構が所有するさいたま新都心第8-1A街区については、「さいたま赤十字病院」と「県立小児医療センター」を移転し、両病院を核に一体的に整備する方向となりました。さいたま赤十字病院に対しては、当街区への移転により、地域医療の更なる充実・高度化とともに、市民福祉の一層の向上が図れることなどから、県と連携を図り、協調した支援を行うことを予定しています。				
目的・目標	<p><目的> さいたま赤十字病院予定地のうち、都市再生機構所有地の一部を病院用地として、県、市が取得し、既存の県・市有地と合わせ、貸付を行い、支援する方向で調整を進めています。このため、県と共同で都市再生機構所有地の不動産鑑定評価を行うものです。</p> <p><目標> 平成25年度のさいたま赤十字病院の着工までに土地を取得し、貸付を行うことを予定しています。</p>				
現状と課題	<p><現状(平成23年度末)> 県と共同して、都市再生機構所有地の不動産鑑定評価を実施します。</p> <p><課題> さいたま赤十字病院への支援については、県と連携を図りながら対応していくことが必要です。</p>				
今後のスケジュール	・さいたま市赤十字病院、県立小児医療センターは平成25年度中の着工、平成27年度中の竣工(予定)				

2 補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	県との協議の結果、不動産鑑定評価を平成23年度に実施することとし、県は平成23年12月県議会へ不動産鑑定に係る補正予算を計上し、可決したことから、市としては、平成24年2月市議会において対応を図るものです。
	実施義務	根拠法令等
	他市の実施状況	政令市： 県内他市：
効果	対象者	市民
	効果	さいたま赤十字病院へ支援を行い、地域医療の更なる充実・高度化とともに、市民福祉の一層の向上を図ります。

3 補正前予算額、補正予算要求、査定の内容 (単位：千円)

区分	金額	備考	
平成23年度	補正前予算	9,887	<p><積算内訳></p> <p>1 旅費及び消耗品費 102</p> <p>2 さいたま新都心第8-1A街区まちづくり検討調査業務 5,985</p> <p>3 さいたま新都心三者協議会負担金 3,800</p>
	財源内訳 一般財源	9,887	
2月補正予算	補正予算要求	545	<p><積算内訳></p> <p>1 不動産鑑定評価に係る埼玉県への負担金</p>
	財源内訳 一般財源	545	
2月補正予算	財政局長査定	545	<p><査定内容></p> <p>1 不動産鑑定評価に係る埼玉県への負担金</p>
	財源内訳 一般財源	545	
<p><査定理由> 当該敷地について、適正価格を算出した上で用地購入額の交渉を行う必要があること、また埼玉県と共同で実施することにより経費が安価となることが見込まれることから、現時点で予算化する必要があると判断し、2月補正予算に計上することとしました。</p>			
2月補正予算	市長査定	545	<p><査定内容></p> <p>1 不動産鑑定評価に係る埼玉県への負担金</p>
	財源内訳 一般財源	545	
<p><査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。</p>			